

**改正**

昭和46年12月1日交通管理規程第9号

平成6年3月31日交通管理規程第3号

平成27年3月3日交通管理規程第2号

令和元年6月10日交通管理規程第1号

令和2年3月31日交通管理規程第7号

伊丹市交通局庁舎管理規程

(目的)

**第1条** この規程は、伊丹市交通局の土地、建物その他一切の附属設備（以下「庁舎等」という。）における秩序の維持および安全保持等（以下「管理」という。）に関し、必要な事項を定めることにより庁舎の公正な管理を確保し、公務の円滑な遂行を期することを目的とする。

(職員の義務)

**第2条** 職員は、自動車運送事業管理者（以下「管理者」という。）および次条第1項に規定する庁舎等管理責任者が庁舎等の管理上必要な事項を指示したときは、その指示に従わなければならない。

(庁舎等管理責任者)

**第3条** 庁舎等の保安全管理について管理者を補佐するため、庁舎等管理責任者を置く。

2 庁舎等管理責任者は、総務課長をもって充てる。

(立入りの制限等)

**第4条** 管理者は、庁舎等の管理の必要に応じ、庁舎等に立ち入ろうとする者に対し、その立入りの目的、用務先その他必要な事項を質問するものとする。

2 管理者は、多数の者が陳情等の目的で庁舎等に立ち入ろうとする場合において、庁舎等の管理のため必要があると認めるときは、立ち入ることができる者の人数、立入りの時間または場所等を制限するものとする。

3 管理者は、前2項の場合において庁舎等に立ち入ろうとする者の行動その他の事情から判断して、その者の庁舎等内における行為が示威運動その他庁舎等の管理を乱す行為となるおそれがあると認めるときは、庁舎等への立入りを禁止するものとする。

(庁舎等の管理の臨時措置)

**第5条** 管理者は、集団陳情その他により庁舎等の秩序が著しく乱されるおそれがあると認めるときは、庁舎等の管理の事務に従事する職員以外の職員にも臨時に庁舎等における秩序の維持に当たらせるものとする。

(駐車場の指定等)

**第6条** 管理者は、庁舎等における自動車の駐車場所を指定するものとする。

2 管理者は、庁舎等の管理のため必要があると認めるときは、庁舎等へ自動車の通行もしくは駐車を制限し、またはこれらを禁止するものとする。

(庁舎等の目的外使用)

**第7条** 庁舎等は、公務以外の目的のために使用させてはならない。ただし、使用の目的および内容が公務の遂行を妨げず、かつ、庁舎等における秩序の維持または災害の防止に支障がないと認められる場合であつて、特に管理者が許可したときは、この限りでない。

2 前項ただし書の許可を受けようとする者は、あらかじめ別記様式による使用許可書を管理者に提出しなければならない。

3 管理者は、第1項ただし書の許可をするに当たっては、当該使用について次の各号に掲げる条件を付さなければならない。

- (1) 使用許可を受けた庁舎等（以下「許可物件」という。）を使用の目的以外に使用しないこと。
- (2) 許可物件の場所および許可された使用期間を厳守すること。
- (3) 第9条に規定する期日までに使用料を納付すること。
- (4) 許可物件を他人に使用させないこと。
- (5) 許可物件に係る権利を第三者に譲渡し、または転貸しないこと。
- (6) 許可物件において秩序を乱すような行為をしないこと。
- (7) 許可物件を改築し、または造作しようとするときは、事前に書面をもつて管理者に承認を得ること。
- (8) 許可物件を滅失または損失したときは、直ちにその旨を申し出て、速やかに原状に回復し、またはその損害を賠償すること。
- (9) 交通局において許可物件を使用する必要があるときは、期間中であつても許可を取り消すことがあること。
- (10) 使用期間が満了したときまたは前号により許可を取り消されたときは、直ちに許可物件を原状に回復し、返還すること。

(11) 前各号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める条件

4 管理者は、使用者が前項の条件に違反した場合には、必要な是正措置を命じ、または第1項ただし書の許可を取り消すものとする。

(使用料)

**第8条** 地方公営企業法第33条第3項に規定する使用料は、次の各号のいずれかに掲げる額を基準として管理者が定める。

(1) 土地使用料 1年につき、使用土地の財産価格に1,000分の40を乗じて得た額

(2) 建物使用料 1年につき、使用建物の財産価格に1,000分の75を乗じて得た額と土地使用料額との合計額

2 前項の使用料は、その使用の期間が1年に満たないときは月割により計算し、当該期間に1月未満の端数があるときは当該月については日割により計算するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、行政財産の使用が次に掲げる工作物または物件の設置を目的とする場合の使用料は、当該工作物または物件の種類に応じ伊丹市道路占用料条例（昭和44年伊丹市条例第9号）別表の規定により算定した額に相当する額とし、その計算方法については、同条例第4条の規定を準用する。

(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第32条第1項第1号に掲げる工作物（伊丹市道路占用料条例別表において1平方メートルを単位として占用料が徴収されるものを除く。）

(2) 道路法第32条第1項第2号に掲げる物件

(3) 広告版、看板その他これらに類する物件

(使用料の納付)

**第9条** 行政財産の使用許可を受けた者は、管理者の定める期日までに、使用料を納付しなければならない。ただし、前納することを妨げない。

(使用料の還付)

**第10条** 既納の使用料は、還付しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部または一部を還付することができる。

(使用料の減免)

**第11条** 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を減額し、または免除することができる。

(1) 水道事業、電気事業、ガス事業その他公益事業の用に供するため使用させる場合

(2) 国または他の地方公共団体その他公共団体もしくは公共的団体が、公用もしくは公共用ま

たは公益事業の用に使用する場合

(3) 災害その他緊急事態の発生により応急施設として短期間使用させる必要がある場合

(4) その他管理者が特に必要があると認める場合

(倉庫等の出入禁止)

**第12条** 何人も、庁舎等のうち点呼所、金庫室、精算室、機械室、倉庫その他管理者の指定する場所にみだりに出入りしてはならない。

2 管理者は、前項の場所に適当な標識等を設けるものとする。

(退去命令)

**第13条** 管理者は、庁舎等を管理する必要があると認めるときは、庁舎等において次の各号のいずれかに該当する行為をした者または管理者が庁舎等の立入りに当たつて指示した事項に違反した者に対して、直ちに庁舎等から退去することを命ずるものとする。

(1) 職員に面会を強要すること。

(2) 旗、のぼり、プラカードその他これらに類する物または拡声機、宣伝カー等を所持し、使用し、または持ち込み、もしくは持ち込もうとすること。

(3) 庁舎等においてテントその他これに類する施設を設置する行為を行うこと。

(4) 銃器、凶器、爆発物その他の危険物を持ち込み、または持ち込もうとすること。

(5) 建物、立木、工作物その他の施設設備を損傷し、もしくは汚染し、またはこれらの行為をしようとする事。

(6) 多数集合し、放歌高唱し、連呼し、もしくはねり歩き、またはこれらの行為をしようとする事。

(7) すわり込み、その他通行の妨害になるような行為をし、またはしようとする事。

(8) 金銭、物品等の寄附を強要し、もしくは押売りをし、またはこれらの行為をしようとする事。

(9) その他庁舎等における秩序を乱し、もしくは職員の安全をおびやかすような行為をし、またはこれらの行為をしようとする事。

(災害の防止)

**第14条** 管理者は、庁舎等の火災、盗難その他の災害防止のため、必要な措置を講ずるものとする。

(喫煙禁止の場所)

**第15条** 管理者は、倉庫、車庫等引火しやすい物があつて喫煙により火災の生ずるおそれのある場所、その他管理者の指定する場所において、喫煙させてはならない。

2 管理者は、前項の場所に適当な標識等を設けるものとする。

(災害等の通報)

**第16条** 庁舎等における火災、盗難その他の災害の発生の際または非常の際における通報すべき官公署および通知すべき職員ならびにこれらに対する通報手段等については、管理者が別に定める。

(清掃および清潔)

**第17条** 管理者は、庁舎等の清掃および清潔の保持に必要な措置を講ずるものとする。

2 職員は、庁舎等の清潔の保持に努めなければならない。

**付 則**

この規程は、昭和42年10月23日から施行する。

**付 則** (昭和46年12月1日交管理規程第9号)

この規程は、昭和46年12月1日から施行する。

**付 則** (平成6年3月31日交管理規程第3号)

この規程は、平成6年4月1日から施行する。

**付 則** (平成27年3月3日交管理規程第2号)

この規程は、公布の日から施行する。

**付 則** (令和元年6月10日交管理規程第1号)

(施行期日)

1 この規程は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の際現にこの規程による改正前の伊丹市交通局庁舎管理規程（以下「改正前の規程」という。）第7条第1項の許可を受けて庁舎等の使用をしている者は、当該許可による使用期間において引き続き使用することができる。この場合において、改正前の規程第7条第3項の規定により付した条件は、この規程による改正後の伊丹市交通局庁舎管理規程第7条第3項の規定にかかわらず、なおその効力を有する。

**付 則** (令和2年3月31日交管理規程第7号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別記様式  
別記様式

年 月 日

伊丹市交通局  
伊丹市自動車運送事業管理者 様

申請者 住 所  
名 称  
氏名 (代表者)

㊟

## 伊丹市交通局庁舎等使用許可申請書

下記のとおり伊丹市交通局の庁舎等を使用したく、使用許可を申請します。

### 記

#### 1. 使用物件

(1) 所在地

(2) 庁舎等の名称

#### 2. 使用目的

#### 3. 使用期間

#### 4. 使用責任者